

徳島市契約規則（抜粋）

（入札者の規律）

第11条 入札者でなければ、入札執行の場所に立ち入ることができない。

2 市長は、次のいずれかに該当する者の入札を拒み、入札執行の場外へ退去させることができる。

- (1) 指定の日時までに仕様書等の閲覧及び当該入札の説明等を受けていない入札者
- (2) 入札時刻までに出席のない入札者
- (3) 入札執行係員の指示に従わない入札者
- (4) 入札に際し、不正又は妨害の行為があると認められる入札者

（入札の無効）

第13条 次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したもの
- (2) 所定の期日までに所定の入札保証金の納付又は提供のないもの
- (3) 同一の入札について同一人が2以上の入札書を提出したもの
- (4) 同一の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したもの
- (5) 郵便入札で、指定期日後に本市に到達したもの
- (6) 入札事項の記載がないもの又は誤記若しくは内容が不明確なもの
- (7) 入札金額欄に一定の数字をもって価格を表示しないもの又は訂正のあるもの
- (8) 入札者の記名押印のないもの
- (9) 入札に関し不正の行為があったと認められるもの
- (10) 前各号に定めるものを除くほか、市長の定める条件に違反したもの